

ID: 483

担当部署: 市立総合病院 医事課 医事係

処分の概要	診療報酬等の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例 第1条及び第3条		
例規番号	平成29年12月20日条例第37号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、名寄市病院事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する病院における診療報酬、介護報酬その他料金（以下「診療報酬等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(診療報酬等の納期限)</p> <p>第3条 診療報酬等のうち、診療を受けた者が負担すべき金額は即時納付しなければならない。ただし、入院中の者及び管理者が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第2条の規定による。</p> <p>(診療報酬等の額)</p> <p>第2条 診療報酬等のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の法令（以下「保険法令」という。）の規定の適用を受ける者の診療に係る料金は、保険法令に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「厚生労働省基準」という。）により算定した額とする。</p> <p>2 診療報酬等のうち、保険法令の適用を受けない診療等の料金は、1点の単価を20円以内として病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める額に厚生労働省基準を準用して算定した額とする。</p> <p>3 前2項の算定方法によりがたい分娩介助料、人工妊娠中絶料その他の料金は、管理者が定める額とする。この場合において、文書料にあつては1通につき11,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。</p> <p>4 介護報酬は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日